

李朝實錄 第一冊

太祖實錄  
定宗實錄

學習院東洋文化研究所刊

李朝実録第一冊奥付

昭和二十八年六月三十日

東京都千代田区神田錦町一ノ十一

錦印刷株式会社印刷

東京都豊島区目白町一〇五七

学習院東洋文化研究所刊行

太祖實錄

## 太祖実録・定宗実録解説

〔一〕李朝に於ける各王の実録の編修は、前朝高麗の旧例を踏襲して行はれたもので、高麗の実録はその初期（十世紀中葉）から、すでに編修されてゐたらしいが、顯宗二年（一〇一一）契丹軍の侵入によつて開京が焼かれたときに書籍は殆ど全滅したから、詳しくはわからない。乱後顯宗四年（一〇一三）、數人の国史編修の官が任命され、当代以前七代（太祖から穆宗まで）の滅んだ国史の復活再編事業が起された。その事業は、實際的には修撰官黃周亮が中心となつて、太祖実録以下七代の実録として修められたが、その総数わずかに三十六卷にとどまつたのは、断簡採掇による復活であつたからであらう。

右の如き次第によつて、第七代穆宗までの実録は再編実録であつたが、次の第八代顯宗実録以後は、各王代ごとに修められた原本が伝へられて、三十余代四百年に及び、高麗末に至つた。故に高麗の末期には、実録編修の機構は、可なり細かなものが上乗上つてゐた。就中、史官の数が固定して八翰林といふ語さへ出来、実録の根本資料たる史草が、月々年々に整理される規定が、すでに定められてゐたことは注目すべきである。

高麗から李朝への革命の際前後數年間は、内外多事を極めたが、史草製作は間断なく続けられたやうで、文獻上の暗黒時代とはならなかつた。太祖李成桂が即位の後ち四年（一三九五）六月九日辛未、即位以来の史草をみるとしてその提出を命じ、重臣達の反対にあつて、遂にその事を果さなかつたことは、それを証するものである。更にそれから三年を経た七年閏五月初丙子、史官に命じて即位以来の史草を進めしめんとし、六月十

二日丙申、三たび命じて即位以来の史草のみならず、前朝恭愍王より恭讓王に至る已修の実録を進めしめた。

これらの記事は太祖実録の材料となる史草が太祖の即位とともに、刻々つくられて来たことを示してある。

太祖は、右の史草の強行的提出を命じた後ち三ヶ月にして位を世子（定宗）に依へて引退し、上王として政務に参劃し、定宗が在位二年にして位を太宗に譲つた後は太上王として、なほ政治に関与し、太宗八年（一四〇八）五月二十四日壬申に薨じた、年七十四。

〔二〕太祖実録は原則的には太祖在位の間（六年六ヶ月）の記録であるから、退位とともに編修を開始して然るべきであるが、或は上王、或は太上王として生存中、その実録を編修することは、幾多はばかるところあつたと、察するに難からず、その歿後一年数ヶ月を経た太宗九年（一四〇九）八月二十八日丁卯に至つて、はじめ太祖実録編修の命が下つた。事に當つたのは領春秋館事河崙・知春秋館事柳觀・同知春秋館事鄭以吾・十季良等である。すなはち掌務の史官をして、壬申年（太祖即位年）より庚辰年（定宗二年、一四〇〇）に至る間の史官の史草を速かに収納せしめ、柳觀・十季良は春秋館に会して編修の事目を議した。

しかし史官等及び台諫は太祖実録の編修をもつて、時期尙早としてくりかへし反対した。太宗はその反対をききいれず、翌十年（一四一〇）正月より編修は開始せられ、三年の後ち、太宗十三年（一四一三）三月二十二日辛丑、太祖実録十五卷は成つてすすめられた。これ、いはば太祖実録の第一次稿本である。

〔三〕太祖実録成るや、司憲府は直ちにその刊行を請ふたが、政府はなほ繁亂の冊処すべきところありとして、改修の必要を説いた。改修は、兵曹判書黃喜の意見によつて、ただ重復のところのみについて、これをなすにとどめることになつた。この改修が実行されたとすれば（恐らく実行されたであらうが）、その成果は太祖実録の第二次稿本とみなすことが出来る。

其後十余年を経て世宗の即位となり、その世宗朝も半ばをすぎた二十年（一四三八）にいたり、世宗は太祖実録と定宗実録とを親しく被見する機会を得、両実録に疏略多いことを認め、二十四年（一四四二）九月、その改修を下命した。改修は両実録のみならず、これより十一年前に一応出来上つてゐた太宗実録をも併せ、都合三朝の実録について、同時に実施されることになつた。改修の主要点は、太祖七年戊寅（一三九八）の鄭道伝の乱より、定宗二年庚辰（一四〇〇）の朴苞・李芳幹の乱に至る間のことにかかつてゐた。この改修の結末についても、確かな記録がないが、仮りに名づけければ太祖実録の第三次稿本とすることが出来よう。但し太祖実録の卷末の奥書によれば「正統十三年戊辰六月、知春秋館事鄭麟趾等奉教増修」の旨が記されてゐる。正統十三年は世宗三十年（一四四八）に当る。この鄭麟趾等の増修は、或は上述の二十四年に始められた所謂第三次改修の結末を意味するのか、それとも第四次改修の事実を伝へるのか、決定的なことはわからないが、しばらく後者、第四次の改修とみなしておかう。

太祖実録の改修は、なほその後にも行はれた。文宗元年（一四五二）九月十一日丙午に「太祖実録内の魔王禍を辛禍と改めしめた」のがそれで、単なる名辞の改書とはいへ、嚴格には第五次の改修で、且つ最後の改修といひ得るであらう。

太祖実録は、かやうに大小数次の改修を経て漸く定着した。太祖が王位を退いた年から教へて五十余年、太祖薨逝の年から教へても四十余年を経てゐる。これは察するに、この実録が二つの重要な課題を包含してゐたからである。その一つは高麗より李朝への革命を、いかに敘述するかの問題であり、その二は太祖の退位、即ち定宗の即位、続いて太宗の継承の關係を、いかに條理立てるかの問題である。この二つの大問題が解決されねば、當時に活躍した重臣要人たちの、史上の位置は決定されない。太祖実録の定着した文宗元年（一四五二）

には、高麗の紀伝体史たる高麗史百三十七卷（鄭麟趾等撰）、翌年には編年史たる高麗史節要三十五卷（金宗瑞等撰）が成り、またこれに先んじて世宗二十九年（一四四七）には龍飛御天歌十卷（權暉等撰）が出来てゐた所以である。のみならず、より手近くいへば、太祖実録は、定宗・太宗の両実録と相となつて、はじめて定着したのである。

〔四〕太祖退位の後をうけて立つた定宗は、在位わづかに二年、朴苞・李芳幹の乱を機として位を弟芳遠（太宗）に譲り、太宗朝十八年間、上王として余生を送り、世宗元年（一四一九）に薨じた（六十七才）。その二年間の実録の根本資料たる史草は、すでに太宗九年（一四〇九）太祖実録のそれと同時に収納されてゐたが、未だ実録として編修されるに至らなかつた。世宗四年（一四二二）五月、太宗が薨じ（五十六才）、翌年十二月太宗実録の編修が始まつたとき、漸く定宗実録をも併せ編修することになつた。かくて世宗八年（一四二六）八月十五日丙子、定宗実録六卷が先づ成り、十三年（一四三一）三月十七日辛巳、太宗実録三十六卷が成つて進められた。（ちなみに定宗なる廟号は、はるか後代、肅宗七年（一六八一）九月十八日丁卯に至つて追上されたものである。故にそれまでは諡号をもつて呼ばれ、その実録も恭靖大王実録・恭靖王実録といはれたが、本稿では便宜上、すべて定宗実録と通称した。）

定宗・太宗両実録は、世宗二十四年（一四四二）九月に至つて、太祖実録とともに、併せ改修された。この改修は特に注意すべきである。何となれば、すでに記した通り、この改修は顯著な主題をもつてゐたのみならず、三実録を通じての体裁を整へることに及んだと思はれるからである。各王の実録は、各王在位間の記録であることを原則とする限り、太祖実録はその七年九月五日丁丑、退位の日を以て終結すべきであるのに、現存実録の實際は、退位以後その年の終りまでを記して居る、いひかへれば定宗即位のはじめ約四ヶ月の記事が

太祖実録の末尾にある。同じことは定宗実録についてもいへる。定宗実録は、その二年十一月十一日辛未讓位に終らずして、その年末までを記す、即ち太宗即位のはじめ約一ヶ月半の記事が定宗実録の末尾にある。さうして太宗実録に至つて、はじめて太宗退位の翌日、世宗即位頒教の記事をもつて終り、太宗の玉冊・哀冊・神道碑を以て結び、実録の所謂原則が立てられてゐる。これを総じていへば、太祖・定宗・太宗三朝の実録は、各々別個独立の実録の如く見えて、実は一個の「三朝実録」としての通鑑綱目式編年体史である。この一貫性の仕上げは、恐らく上記世宗二十四年九月以降の改修に於いてなされたのであらう。

[五] 実録の副本作成のことは、太祖実録がまだ定着しない世宗七年（一四二五）十二月五日庚午、すでに一度議題にのぼつたが、実現されなかつた。しかし世宗十三年（一四三一）三月十七日辛巳、太宗実録が撰進されたのを機として、翌四月二十五日己未、既修の太祖・定宗両実録と併せ三朝の実録を、忠州史庫に奉安せしめた。この事實は、これら三朝の実録が、このときそれぞれ二部づつ謄写されたことを暗示する、即ち一部は中央の春秋館に、他の一部は忠州史庫に納められたと推察される。けだし当時、忠州史庫は、いはば外史庫として高麗以来の重要典籍の所蔵場所であつて、その淵源は遠く遡つて高麗高宗十四年（一二二七）にはじまる海印寺史庫に発するものである。

世宗二十一年（一四三九）六月二十六日壬寅、司憲府は時弊を条陳し、その一条に「祖宗の実録・前朝の史籍・經書・諸子經濟の条章を書して教本となし、各道名山に分蔵し、以て不虞に備へん」ことを請ふた。王はこれを許し、春秋館に磨勘以聞せしめた。その結果は、翌七月三日己酉に於ける星州・全州の二史庫新設の命となつた。かくして太祖実録・定宗実録・太宗実録各々四本を書し、一本は春秋館の実録閣に、三本は忠州・全州・星州の各史庫にはじめて分蔵されることになつた。二十七年（一四四五）十一月二十一日庚寅のことである。



これより二十一年の後ち、世祖十二年（一四六六）十二月十七日乙酉、大司憲梁誠之は、書籍に關する十条の上言をなし、その中の一条で「太祖・定宗・太宗の実録を、新鑄の小活字をもつて各々一件を印出せんことを」請ふた。これは太祖以下三朝の実録の活字印出に關する最初の提議であるが、遂に実現されなかつた。かくて実録の活字印出は、世宗・文宗・世祖・睿宗の四朝の実録が、成宗四年（一四七三）六月に印刷（恐らく各々四部）されたのをもつて最初とし、太祖・定宗・太宗三朝の実録は、永く謄写本のままに伝へられて宣祖朝に及んだのである。

[六]宣祖二十五年（一五九二）から七年間にわたる壬辰・丁酉の乱、即ち文祿・慶長の役は、内外四史庫の文籍にも大きな災を及ぼした。太祖から明宗に至る十三代の実録は、全州史庫のそれを除いて、すべて失はれた。全州史庫のそれも、そのままの地に於いて難をまぬがれたのではない。即ち戦乱勃発の翌々月（宣祖二十五年六月）、全州府内の実録閣より運び出されて南方十余里、井邑郡内藏山龍窟庵に移され、翌二十六年七月には北して忠清道牙山に至り、ここより恐らく海路によつて黄海道海州に移された。当時海州は宣祖行在の所在であつたからである。

内外四ヶ所四部の実録が、一朝戦乱によつて三ヶ所三部まで全滅したといふことは、残る一部についての氣持を痛く悲觀的なものにした。故にその残る一部を守るためには、海州附近の山城に史庫を築造せんとする議も起り、またその副本作成のことも、戦火が一時おさまつた宣祖二十七年九月の頃、早くも議せられたのであるが、しばらく後日を待つことになり、やがて実録は江華島に移され、ここで二度目の戦役を迎へるや、愈々謄写即ち副本作成が開始された。しかし戦火が近づくにつれて、謄写は中絶、実録はかねてより最も安全な避難所として議題にのぼつてゐた平安道寧辺郡の妙香山に移された。日本軍が引揚げて、乱が一応収まつてから

三年、宣祖三十四年（一六〇一）正月、中央に於ては、このからくも難をまぬがれて残存した実録について、再び永久保存の途を確立すべく、謄写即ち副本作成のことが議せられ、それによつてか、三十五年には、東南して寧辺府に移され、翌三十六年春、再び江華島に運び来らしめた。さうして、謄写事業のために「実録庁」が設けられたが、謄写は印刷に如かざることが、明らかとなつたので、同年七月から、太祖実録以下、逐次活字による印刷が京都に於て開始され、三十九年（一六〇六）四月に至つてその業を了へた。このとき太祖・定宗兩実録の印刷は、当然第一に着手されたであらうから、その印成は宣祖三十六年（一六〇三）秋冬の間にあつたと推定される。兩実録はこのときはじめて活字によつて印刷されたのである。

太祖から明宗までの十三代の実録総計八百四卷は、戦後物資欠乏の中を、わづか二年九ヶ月の間に印刷された。印刷部数は三部で、更に校正刷一部を保存することにして四部とし、それに底本とした江華本（即ち旧全州史庫本）一部と併せて、都合五部を得た。

さてこの五部の実録の保藏の場所については、新たに選定するところあり、戦乱に全滅した三部が、何れも都市にあつたがためであつたことは大いに反省されたであらう。京都の春秋館に一部を蔵することは旧の如くであつたが、他は慶尙道奉化郡太白山と江原道平昌郡五台山と平安道寧辺郡妙香山と江華島摩尼山との四ヶ所である。春秋館・太白山・妙香山は新印本、五台山は校正刷本、江華摩尼山は旧全州史庫本。このうち妙香山のは二十七年後なる仁祖十一年（一六三三）正月、全羅道茂朱郡赤裳山に移され、摩尼山のは顯宗元年（一六六〇）同島鼎足山に移された。春秋館のは、仁祖二年（一六二四）の李适の乱によつて大いに乱されたのみならず、李朝末期の混乱に殆ど失はれてしまつたと思はれるが、江華・太白・五台・赤裳の四本は李朝最後の日まで満身に伝存した。韓国併合の翌年、明治四十四年（一九一一）六月、先づ赤裳山本が京城なる李王職藏書

閣に移され、ついで大正二年から三年にかけて（一九一三・四）太白山本・江華本が朝鮮総督府奎章閣に運ばれた。五台山本は大正二年の秋、東京帝国大学に寄贈され、大正十二年九月の関東大震災火災に焼滅した。奎章閣に入つた太白山本と江華本は、奎章閣所蔵の全圖書とともに昭和五年（一九三〇）十月、京城帝国大学に移管されて、昭和二十年八月の太平洋戦争の終末に及んだのであるが、その後約五年にして勃発した戦乱によつて、京城にあつた三部の李朝実録は、いかなる運命に遭遇したであらうか。我々の最大の関心事であるが、未だ確かな消息に接しない。

奎章閣の全圖書が京城帝国大学に移される前年（昭和四年、一九二九）同大学法文学部は、太祖より哲宗に至る李朝実録全部（一八九三卷）の写真版による縮刷刊行を開始し、昭和七年（一九三二）に至る両三年間にそれを完了した。このとき抛用されたのは太白山本で、一部分（光海君日記のみ）江華本をも併せ用ひた。印刷部数は、種々の事情によつて、わづか三十部にとどまつたけれども、この事業が、李朝史研究史料の公開として、学界に寄与したことは、殆ど空前といふべきものであつたことはいふまでもない。

[七]右の如き一般的事歴にもとづき、改めて太祖実録及び定宗実録に関して説明を加へてみれば、

(一)太祖実録の原本としては、世宗二十七年（一四四五）から宣祖二十五年（一五九二）まで百四十七年間、全州史庫に蔵せられ、宣祖三十六年（一六〇三）以後江華島に定着した旧全州史庫本、最近まで江華本として京城大学にあつたものをもつて充当することが出来る。江華本太祖実録は、十五卷十五冊、匡郭縦三九種、横二三・三種、每半葉十二行、行三十十字の蠟牋本である。

(二)定宗実録（恭靖王実録）の原本としては、太祖実録のそれと同じ沿革を持つ江華本がある。六卷四冊、匡郭縦三六・五種、横一九・四種、每半葉八行、行二十八十字の蠟牋本である。

(三) 太祖・定宗兩實録が、はじめて活字によつて印刷されたのは、壬辰亂後の宣祖三十六年(一六〇三)で、その時の印本にして昭和二十年八月まで伝存してゐたのは赤装山本(李王職藏書閣)と太白山本(京城大學)の二部であつた。何れも板匡縦三六糎、横二六・五糎、每半葉十五行、行二十四字。太祖實録は十五卷三冊、定宗實録は六卷一冊。

(四) 昭和四十七年(一九二九—三〇)に京城帝國大學法文學部は、太白山本を約二分の一に縮写、三十部を印刷した。板匡縦二二・三糎、横一六・四糎、分冊は旧に依つた。

[八] いまここに學習院東洋文化研究所が覆印する普及版李朝實録の第一冊としての太祖實録及び定宗實録は、右の京城大學版を、更に約二分の一に縮刷したものである。その摺用原本は財団法人東洋文庫の所藏にかかるとこの普及版に於て改めたところは、原本の和装を洋装とし、かつ合冊としたことで、そのため、各冊の表紙題箋を省略し、ただその一つをとつて内扉に充てた。またこの普及版に於て加へたものは、別に活字をもつてハシラを設け、實録の王名(現行廟号)と卷次と在位年月次を記し、全冊の通し頁をつけたことである。

原本たる江華本をみるのが出来たならば、少くともそれと太白山本との本文比較を頭註に施すべきであるが、再び江華本に接し得る日の期待し難い今日にあつては断念せざるを得なかつた。

實録本文の景印と並行して、各王の實録について索引を編刊する予定であるが、この太祖・定宗兩實録のそれは、便宜上、合せて一つの索引となるであらう。

普及版の刊行が進むのを待つて、李朝實録の概説をあらはす心算であるから、上記の範圍内のことも、詳しくはその概説にゆづる。参考としては、左の諸篇があるから、よつてもつてこの解説の簡略不備を補はれることを望む。

今西龍「王氏高麗朝に於ける修史に就きて」芸文六ノ七 大正四年七月。後に『高麗史研究』（昭和十

九年刊）に収められた。

今西龍「李朝の実録に就て」（上・下）芸文五ノ八・九 大正三年八・九月

瀬野馬熊「李朝実録所在の移動に就て」青丘学叢 四 昭和六年五月

丸亀金作「朝鮮の春秋館と李朝実録の撰修とに就て」（一・二）史学雑誌五四ノ十・十一 昭和十八年十

十一月

丸亀金作「朝鮮全州史庫実録の移動と宣祖の実録復印」史学雑誌四九ノ六 昭和十三年六月

中村栄孝「全州史庫とその蔵書について」（上・下）文教の朝鮮 昭和十一年九・十月

（なほ右の論文は増訂されて、近く名古屋大学文学部研究論集Ⅱ史学2に発表される筈である。）

李在郁「李朝実録の成立に就て」文献報国 三ノ十二 昭和十二年十二月

G. M. McCune : The Yi Dynasty Annals of Korea (Repr. from the Trans. of the Korea

Branch of the R. A. S., vol. 29, Seoul, 1938)

昭和二十八年四月

学習院東洋文化研究所

末松保和

太祖実録目錄

第一卷 総書

壬申元年七月

..... 一

八月

..... 一〇〇

第二卷 壬申元年九月

..... 一三三

十月

..... 一三六

十一月

..... 一三三

十二月

..... 一四〇

閏十二月

..... 一五一

第三卷 癸酉二年正月

..... 一五五

二月

..... 一五八

三月

..... 一六三

四月

..... 一六六

五月

..... 一六八

六月

..... 一七三

第四卷 癸酉二年七月

..... 一八〇

癸酉二年八月.....一九

九月.....一九三

十月.....二〇一

十一月.....二〇三

十二月.....二〇六

第五卷 甲戌三年正月.....二〇九

二月.....二一五

三月.....二一五

四月.....二四一

五月.....二四七

第六卷 甲戌三年六月.....二五一

七月.....二六〇

八月.....二六三

九月.....二七

十月.....二七九

十一月.....二八一

十二月.....二八五

第七卷 乙亥四年正月.....二九一

第八卷 乙亥 四年

二月.....二九七

三月.....三〇一

四月.....三〇四

五月.....三〇三

六月.....三〇六

七月.....三〇九

八月.....三一五

九月.....三一七

閏九月.....三一三

十月.....三二二

十一月.....三二四

十二月.....三二八

第九卷 丙子 五年

正月.....三三五

二月.....三五五

三月.....三五七

四月.....三六一

五月.....三六三

六月.....三六八



第十卷 丙子 五年 七月.....三五

八月.....三七

九月.....三六〇

十月.....三六三

十一月.....三六四

十二月.....三九一

第十一卷 丁丑 六年 正月.....三九五

二月.....三九八

三月.....四〇一

四月.....四一一

五月.....四一〇

六月.....四一五

第十二卷 丁丑 六年 七月.....四一九

八月.....四二四

九月.....四三七

十月.....四四〇

十一月.....四四一

十二月.....四四六